



## 福祉保健課からのお知らせ

# 国民健康保険証の更新について — 9月末までに新しい国保の保険証を郵送します —

現在、国保に加入されている皆さんが使用している国民健康保険被保険者証の有効期限は、9月30日までとなっています。10月1日からは、新しく更新された国民健康保険被保険者証をお使いください。

国民健康保険被保険者証は、皆さんが国保に加入している証明書であり、お医者さんにかかるときは、必ず毎回提示してください。なお、70歳以上（70歳到達月の翌月）から75歳未満の方がお医者さんにかかるときは、「高齢受給者証」も忘れずに提示してください。（「高齢受給者証」は、既に7月末に送付済で8月1日から新しく更新されています。）

### 新しい保険証は9月末までに世帯主宛てに郵送します

新しい保険証は、9月末にまでに世帯主宛てに郵送いたします。新しい保険証が届きましたら、保険証の記載内容を確認してください。

交付された保険証の記載内容に間違いがあった場合には、役場福祉保健課までご連絡をお願いします。

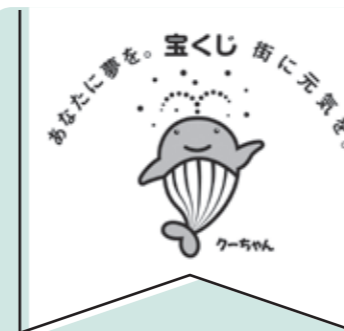
なお、古い保険証は、10月になってからハサミ等で切り、破棄してください。

## ◎国保への加入・脱退の手続きを忘れずに！

国保に加入したり、やめたりするときは、届け出が必要です。

国保に加入するとき	国保をやめるとき
他の健康保険に加入していない場合 ①職場の健康保険などをやめたとき ②他の市町村から転入したとき ③子どもが生まれたとき など	他の健康保険に加入したとき ①職場の健康保険に加入したとき ②他の市町村へ転出するとき ③死亡したとき ④後期高齢者医療制度に加入（障害認定による）したとき など
※加入の届け出が遅れると・・・ ⇒保険税は届け出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって支払うこととなります。 ◎失業等による国保への加入の際は、保険税の減免や軽減が受けられる場合があります。納税に関するご相談は、随時役場税務会計課（☎76-4604）にて受け付けております。	※やめる届け出が遅れると・・・ ⇒資格の喪失した保険証で診療を受けると、国保が負担した医療費はあとで返してもらうこととなります。 ⇒ほかの健康保険に加入すると、保険税（料）を二重払いするおそれがあります。

■問合せ・手続き先 福祉保健課 ☎76-4608



## 宝くじ助成金事業を受けて 大久保岱自治会では コミュニティ備品を導入しました

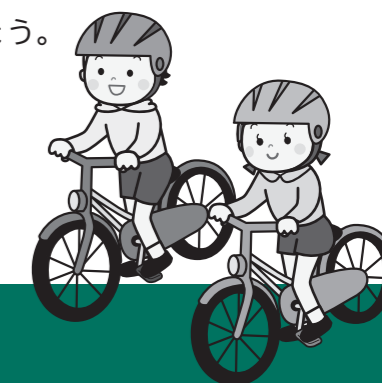
この度、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して、大久保岱自治会へパソコン、プリンター、ロビーチェア、冷蔵庫などを導入しました。地区の会議やイベントの開催等に活用されます。

同事業は、宝くじの普及宣伝と地域のコミュニティ活動の活性化を目的に助成されています。



## 「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。

- 自転車は車のなかまです。交通ルールを守って安全に利用しましょう。
- 交通事故防止対策等に努めましょう。
- 自転車の定期的な点検・整備に努めましょう。
- 自転車損害賠償責任保険等への加入が「義務」となります。（令和4年4月1日から）ご自身やご家族の保険加入の状況を確認し、未加入であれば加入しましょう。



詳しくは、秋田県のホームページをご確認ください。  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/58212>

■問合せ先 秋田県県民生活課 ☎018-860-1523